

●● ●● 様

西予市監査委員 正司 哲浩
西予市監査委員 小玉 忠重

西予市職員措置請求について（通知）

令和8年2月2日付で提出のあった、地方自治法第242条第1項に基づく西予市職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）及び同年2月3日付で提出のあった同法第2項に基づく住民監査請求の遅延理由については、下記のとおり決定したので通知します。

記

第1 主 文

本件住民監査請求を却下する。

第2 理 由

1 請求人の主張（原文のまま）

- (1) 西予市市長・菅家一夫は、令和5年施行の西予市消防本部署改築での宇和町神領（8,357㎡）土地買収で1㎡当たり12,400円、合計103,626,800円（12,400円×8,357㎡）を支払った。西予市農業委員会による令和5年度田畑売買価格調査では宇和町地区は10aで100万円と評価されており、当該地区（8,357㎡）の価格は835.7万円である。それに103,626,800円もの法外な金額を支払った。その結果、西予市は95,269,800円の損害が発生した。
西予市市長・菅家一夫に西予市へ損害金95,269,800円の賠償を求める。
- (2) 西予市市長・菅家一夫に関する措置請求の遅延理由は「単純に知らなかった。」西予市消防本部署が移転改築した事は噂で聞いたが、土地取得代金が評価額の13倍もの額と言う事は去年知って驚愕した。西予市の殆どの市民はそのことを知らない。少なくとも私の周りの者は未だに知らない。西予市はもっと幅広く周知する義務があるのではないか？令和7年3月27日に行なわれた西予市消防本部署落成式典で配布されたパンフレットにある工事報告書にも工事関係は部分部分に分け工事費と納期は記載されているが土地取得費は記載されていない。総事業費を記載するなら土地取得費も含めるべきだと思う。あえて土地取得費だけを公表しないことは悪意があると思う。

2 事実

本件住民監査請求の土地取得に係る財務会計上の行為、報道等について、以下の事実が認められた。

なお、本件住民監査請求に係る財務会計上の行為は令和3年度に完結している。

(1) 土地取得に係る契約

- ア 仮契約 令和3年7月20日
- イ 物件の所在地 西予市宇和町神領515番地 (4,262㎡)
西予市宇和町神領516番地 (4,229㎡)
- ウ 地目・面積 田 8,491㎡
(「消防本部署落成式典」資料の中の面積は8,357㎡)
- エ 契約金額 1億528万8,400円
- オ 本契約 令和3年9月17日 (議決日)

(2) 支出処理

契約金額の支払日 令和3年10月19日

(3) 土地取得に関する公開状況

- ア 令和3年6月8日～25日開催の第2回西予市議会定例会(以下、「定例会」という。)において補正予算で消防本部署庁舎建設事業費を計上:議案第60号
6月17日の総務常任委員会審議を経て、同月25日の定例会で原案可決
- イ 令和3年8月31日～9月17日開催の第3回定例会において「消防本部署庁舎用地の取得について」上程:議案第66号
9月9日の総務常任委員会審議を経て、同月17日定例会で原案可決
- ウ 西予CATVによる定例会・常任委員会の放映
土地取得に関する放映日は次のとおり
 - ・6月8日上程、23日総務常任委員会で審議、25日委員長報告と採決
 - ・8月31日上程、9月13日総務常任委員会で審議、17日委員長報告と採決
- エ 全戸配布の西予市議会だより第70号(令和3年10月20日発行)に土地取得に関する事業内容を掲載
- オ 令和3年9月18日付の愛媛新聞に「消防庁舎新築の用地取得案可決」のタイトルで掲載されている。

3 判断

(1) 住民監査請求の請求期限

地方自治法第242条第2項は「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

(2) 請求人が監査を求める財務会計上の行為

請求人は上記1の請求人の主張(1)において「市長は令和5年施行の西予市消防本部署改築での土地買収で法外な金額を支払った。」としている。この土地買収が対象となる財務会計上の行為であると解され、その契約は前記2の事実(1)の本契約のとおり令和3年9月17日である。また、法外な金額の支払いについては同事実(2)の令和3年10月19日に支出したことを指すものと解せられる。

(3) 請求人が主張する地方自治法第242条第2項の「正当な理由」

請求人は上記1の請求人の主張(2)のとおり「単純に知らなかった」と遅延理由を述べており、このことが請求人の主張する「正当な理由」であるものと解する。

以下、「正当な理由」の有無を検討する。

(4) 「正当な理由」についての判例

ア 正当な理由及び相当な期間内について当該行為が秘密裡にされた場合には、地方自治法第242条第2項但書にいう「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」(昭和63年4月22日最高裁判所第二小法廷判決)としている。

さらに、最高裁平成14年9月12日判決は「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合にも同様であると解すべきである。したがって、そのような場合には、上記正当な理由の有無は、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」としている。

イ 「住民が相当の注意力をもって調査」することについて

東京高裁平成19年2月14日判決は「情報公開条例に基づき、実施機関に対し、財務会計上の行為の完了の日と近接した日から、当該行為に関する公文書の開示請求をすることができ、実施機関は、非開示事由に該当しない限り、当該公文書を開示すべきものであるから、当該公文書に財務会計上の行為の内容が記載されており、これに関係法令や条件を適用することにより当該行為の適否を知ることが可能となる場合は、当該公文書が開示されると、住民は、監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができるものと考えられる。そうすると、当該住民は、財務会計上の行為について監査請求をする前提として、同条例に基づく開示請求をすることで相当の注意力をもって調査したことになり、逆に開示請求をしないままでは相当の注意力をもって調査したとはいえないと解するのが相当である。」としている。

(5) 本件住民監査請求の検討

本件住民監査請求における土地取得について、請求人は遅延理由として「単純に知らなかった」と主張するが、上記2の事実で述べたとおり、広く市民に公表されている。

これを前記(4)の「正当な理由」についての最高裁判決及び東京高裁判決に照らしてみると、「財務会計上の行為が記載された公文書が情報公開制度により閲覧可能な状態となった場合には、客観的に見て住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができた。」と解することができる。

そうすると、住民はこれらの公表時点に住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知りえたことと解するのが相当である。

第3 結 論

以上のことから、本件住民監査請求は、財務会計上の行為を知ることができたと解される令和3年度からすでに3年以上を経過した後になされたものであり、上記第2の3の判断からすると本件住民監査請求は相当な期間内に行われたということとはできない。

したがって、本件住民監査請求に地方自治法第242条第2項ただし書にいう「正当な理由」があるということとはできない。

よって、監査委員の合議により、主文のとおり決定する。